

平成26年第3回紀の川市議会定例会 第1日

平成26年 8月29日（金曜日） 開 議 午前 9時29分
散 会 午前11時30分

◎議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 4号 人権擁護委員候補者の推薦について
諮問第 5号 人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 87号 池田財産区管理委員の選任について
議案第 88号 池田財産区管理委員の選任について
議案第 89号 池田財産区管理委員の選任について
議案第 90号 池田財産区管理委員の選任について
議案第 91号 池田財産区管理委員の選任について
議案第 92号 池田財産区管理委員の選任について
議案第 93号 池田財産区管理委員の選任について
議案第 94号 田中財産区管理委員の選任について
議案第 95号 田中財産区管理委員の選任について
議案第 96号 田中財産区管理委員の選任について
議案第 97号 田中財産区管理委員の選任について
議案第 98号 田中財産区管理委員の選任について
議案第 99号 田中財産区管理委員の選任について
議案第100号 田中財産区管理委員の選任について
議案第101号 平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第102号 平成25年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第103号 平成25年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第104号 平成25年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第105号 平成25年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第106号 平成25年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第107号 平成25年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第108号 平成25年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第109号 平成25年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第110号 平成25年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第111号 平成25年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第112号 平成25年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第113号 平成25年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第114号 平成25年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第115号 平成25年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第116号 平成25年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第117号 平成25年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第118号 平成25年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第119号 平成25年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第120号 平成25年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第121号 平成25年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第122号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第123号 平成25年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

- 議案第124号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第125号 紀の川市保育の必要性の認定に関する条例の制定について
- 議案第126号 紀の川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第127号 紀の川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第128号 紀の川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第129号 紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の制定について
- 議案第130号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第131号 紀の川市斎場条例の一部改正について
- 議案第132号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について
- 議案第133号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第134号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第135号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第136号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第137号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第138号 平成26年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第139号 平成26年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第140号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第141号 平成26年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第142号 平成26年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第

1号) について

議案第143号 平成26年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算
(第1号) について

議案第144号 平成26年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算(第
1号) について

議案第145号 平成26年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算
(第1号) について

議案第146号 平成26年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算(第
1号) について

議案第147号 平成26年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算(第
1号) について

議案第148号 平成26年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別
会計補正予算(第1号) について

議案第149号 平成26年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算(第
2号) について

議案第150号 平成26年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算(第
1号) について

議案第151号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算(第
1号) について

議案第152号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程(第1号) のとおり

○出席議員(22名)

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	11番 亀岡雅文	12番 村垣正造
13番 竹村広明	14番 杉原勲	15番 西川泰弘
16番 堂脇光弘	17番 室谷伊則	18番 上野健
19番 石井仁	20番 川原一泰	21番 森田幾久
22番 高田英亮		

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	中村 慎司	副市長	田村 武
市長公室長	林 信良	企画部長	上山 和彦
総務部長	竹中 俊和	市民部長	中邨 勝
地域振興部長	宇田 美千子	保健福祉部長	服部 恒幸
農林商工部長	岩坪 純司	建設部長	福岡 資郎
国体対策局長	畑野 孝典	会計管理者	吉田 靖
水道部長	田村 佳央	農業委員会事務局長	米田 昌生
教育長	松下 裕	教育部長	山本 弘茂
総務部財政課長	杉本 太	代表監査委員	箕輪 光芳

○議会事務局職員

事務局長	城山 義弘	議事調査課長	中野 朋哉
議事調査課課長補佐	田中 啓吾	議事調査課係長	藤田 郁也

（開会 午前 9時29分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

残暑厳しい折、議員各位には平成26年第3回紀の川市議会定例会に出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、平成25年度決算認定や平成26年度各会計補正予算等多数上程されており、また本日、一部採決もお願いしたいと思います。議員各位の御協力のもと、円滑な議会運営に努めますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議には、箕輪光芳代表監査委員にも出席いただいております。

それでは、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより平成26年第3回紀の川市議会定例会を開会いたします。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田英亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番 石脇順治君、8番 中村真紀君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（高田英亮君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、去る8月19日議会運営委員会を開催していただき、議会運営について御協議いただいております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、お手元に配付している予定表のとおり、本日から9月25日までの28日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの28日間とすることに決しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（高田英亮君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告1、去る7月2日から4日の三日間、総務文教常任委員会が、佐賀県武雄市へ「武雄図書館及び反転授業・スマイル学習」について、佐賀県唐津市へ「公共施設の再編計画について」、福岡県春日市へ「コミュニティスクールについて」の視察研修を行いましたので、その概要を総務文教常任委員会委員長から報告していただきます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） おはようございます。

それでは、報告をいたします。

総務文教常任委員会は、7月2日から4日の三日間、佐賀県武雄市、唐津市、福岡県の春日市へ視察研修を行いましたので、その概要を報告いたします。

武雄市では、指定管理者制度を導入し、民間企業に管理運営を委託して運営する武雄市図書館とタブレット端末を導入したスマイル授業や学習塾のノウハウを学校の授業に取り入れた官民一体型学校について視察を行いました。

まず、武雄市図書館は、民間委託の強みを生かし、本来の本の貸し出しのほか、本の販売やCDのレンタル等も行っており、また館内にカフェが併設され、コーヒーを飲みながら読書が可能であるなど、他の施設図書館とは一線を画した図書館でありました。

次に、学校教育分野のスマイル授業や官民一体型学校については、全国に先駆けて先進的な取り組みが行われており、これら武雄市の取り組みについては、「何事もとりあえずやってみる、それで問題点が見つければその部分を修正し、よりいいものに変えていく」といった考えのもと市独自の事業を展開し、他市との差別化を図ることで人口の流入を呼び込むなど、地域の発展に寄与しているとのことでございました。

次に、唐津市では、公共施設の再編についての視察を行いました。唐津市は、紀の川市同様に、近隣9市町村の合併により誕生した自治体であり、現在、公共施設再編推進室を設置し、合併市の共通課題である重複する公共施設等の今後活用方法を検討していました。同推進室では、2060年までの将来人口推計や今後築40年を迎える施設を延べ床面積で整理するなど、さまざまなデータを調達し、自前による公共施設の再編に真摯に取り組んでいました。

次に、春日市では、コミュニティスクールについて研修を行いました。コミュニティスクールとは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させ、一緒に学校づくりを進める仕組みであり、同市でこの制度を取り入れることにより、学校の意味・考えが家庭や地域へ浸透し、そのことが学校への苦情、批判が減少するなど、学校への理解の深まりにつながり、教育に対する当事者意識の高揚など、学校運営の充実度が見えるようになってきているとのことでございました。

以上で報告を終わりますが、今回の研修資料は事務局に保管しておりますので、よろしければ参考にさせていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（高田英亮君） 報告2、監査委員より、地方自治法第235条の2第1項の規定

に基づく例月出納検査の結果報告が、同条第3項の規定によりあり、また地方自治法第199条第4項に基づく定期監査の報告が同条第9項の規定によりありましたので、お手元に配付しておりますので、御確認をお願いします。

次に、市長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、平成25年度紀の川市健全化判断比率及び資金不足比率報告書の提出があり、お手元に配付しておりますので、御確認をお願いします。

また、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったとの報告が同条第2項の規定によりありましたので、後ほど配付させていただきます。

なお、その他の報告につきましても、お手元に配付しているとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について から
議案第152号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第4、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてから、議案第152号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまでの69件を一括議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） おはようございます。

平成26年第3回紀の川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用にもかかわらず御参集をいただき、厚くお礼申し上げます。

今日までに経験したことのないような局地的な豪雨によって、広島や四国、京都などでとうとい人命や大切な財産を多く失っております。自然の猛威を前に、人間の無力さを強く感じるところであります。

さて、紀の川市では、ことしもまた台風11号の影響など市内の一部に避難勧告を発令いたしました。消防団員はじめ、多くの方々の御協力によりまして、幸いにして大事に至らなかったところであり、ありがたく思うと同時に、皆様方に心から感謝を申し上げる次第であります。

季節は、暦どおり秋に向かい、多くの台風の接近が心配される秋雨時期を迎えております。今後もなお一層、市民の皆様と協力して防災減災に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位並びに市民の皆様の御指導、御鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に提案いたしました諸議案について、概要説明をさせていただきます

す。

議案は、諮問、3議案、財産区に係る人事議案、14議案、平成25年度決算の認定議案、24議案、条例の制定一部改正に係る議案 7議案、平成26年度各会計補正予算に係る議案、20議案、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に係る議案、1議案、計69議案であります。

その概要を申し上げます。

諮問第3号から諮問第5号までの人権擁護委員候補者の推薦については、紀の川市人権養護委員のうち3名が、平成26年12月31日に任期満了となるため、木村隆夫君、道本雅宏君、西田好宏君を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第87号から議案第93号までの池田財産区管理委員の選任については、池田財産区管理委員が、平成26年10月3日任期満了となるため、7名の委員を選任いたしたく、池田財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第94号から議案第100号までの田中財産区管理委員の選任については、田中財産区管理委員が、平成26年10月3日任期満了となるため、7名の委員を選任いたしたく、田中財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案第101号 平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第122号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの22議案は、平成25年度各会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

議案第123号 平成25年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてから、議案第124号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてまでの2議案は、平成25年度各会計における事業剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

並びに、各会計の決算について、同法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものであります。

議案第125号 紀の川市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてから、議案第129号 紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の制定についてまでの5議案は、平成24年8月に成立しました「子ども・子育て支援法」等の子ども・子育て関連3法に基づく新制度に係る必要な事項等を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第130号 紀の川市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部改正については、平成27年4月1日から収集手数料の引き上げ等に伴い、所要の改正を行うため条例の一部を改正するものであります。

議案第131号 紀の川市斎場条例の一部改正について、平成26年11月1日から五色台聖苑において広域的な火葬の供用が開始されること等に伴い、所要の改正を行うため

条例の一部を改正するものであります。

議案第132号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてから、議案第151号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの20議案は、決算繰越額並びに台風11号による市道等の災害復旧等、事業執行における過不足の額の調整による補正であります。

議案第152号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、紀の川市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、平成28年度を目標年度とする辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するにあたって県知事と協議し、総務大臣に提出するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案の概要説明を申し上げましたが、引き続き、担当部長から詳細説明をいたしますので、御審議の上、御承認、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、補足説明を求めます。

市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、私のほうから、諮問第3号から諮問第5号までの人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

議案書1ページから3ページでございます。

今回、人権擁護委員3名が、来る平成26年12月31日をもって任期満了となりますので、道本雅宏氏については再任を、また木村隆夫氏、西田好宏氏については、新たに人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたく、諮問をするものでございます。

人権擁護委員法の規定により、市町村長は、その市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定めてられており、これにより議会の意見を求めるものでございます。

議案書1ページにつきましては、諮問第3号につきましては、住所、紀の川市名手市場670番地、氏名、木村隆夫、生年月日、昭和22年5月11日生まれでございます。

めくっていただきまして、2ページをお願いします。

議案書2ページ、諮問第4号につきましては、住所、紀の川市貴志川町丸栖648番地、氏名、道本雅宏、生年月日、昭和21年12月1日生まれでございます。

議案書3ページ、諮問第5号につきましては、住所、紀の川市貴志川町井ノ口948番地1、氏名、西田好宏、生年月日、昭和28年5月23日生まれでございます。

なお、任期につきましては、法務大臣が委嘱した日から3年となっております。

以上、諮問3件につきまして、よろしくお願いいたします。

3名の略歴等につきましては、議案書80ページから82ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第87号から議案第100号までの池田・田中両財産区の管理委員の選任14議案について、一括して御説明申し上げます。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第87号から議案第93号までの池田財産区管理委員の選任についての7議案につきましては、いずれも任期満了に伴うもので、池田財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

7名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第87号につきましては、住所、紀の川市池田新203番地、氏名、上野友義氏、昭和26年1月29日生まれ。

続きまして、5ページをお願いいたします。

議案第88号につきましては、住所、紀の川市中畑、氏名、大村健次、昭和7年3月24日生まれ。

続きまして、6ページをお願いいたします。

議案第89号につきましては、住所、紀の川市池田新357番地、氏名、岩坪初雄、昭和19年1月20日生まれ。

続きまして、7ページをお願いいたします。

議案第90号につきましては、住所、紀の川市枇杷谷272番地、氏名、松本吉弘、昭和30年12月17日生まれ。

続きまして、8ページをお願いいたします。

議案第91号につきましては、住所、紀の川市東三谷28番地2、氏名、根来 博、昭和20年9月27日生まれ。

続きまして、9ページをお願いいたします。

議案第92号につきましては、住所、紀の川市西山田220番、氏名、山田敏治、昭和22年1月30日生まれ。

最後に、10ページをお願いいたします。

議案第93号につきましては、住所、紀の川市南勢田597番地、氏名、富松一夫、昭和23年7月19日生まれ。

以上、7議案について議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成26年10月4日から平成30年10月3日までの4年間となっております。また、7名の方々の主な職歴等につきましては、議案書の83ページ及び84ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

続きまして、議案書11ページをお願いいたします。

議案第94号から、議案第100号までの田中財産区管理委員の選任についての7議案につきましても任期満了に伴うもので、田中財産区管理会条例第3条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

7名の方々の住所、氏名、生年月日を申し上げます。

まず、議案第94号につきましては、住所、紀の川市高野415番地、氏名、榎本喜之、昭和43年1月19日生まれ。

続きまして、12ページをお願いいたします。

議案第95号につきましては、住所、紀の川市畑野上173番地、氏名、菊澤 寛、昭和18年12月1日まれ。

続きまして、13ページをお願いいたします。

議案第96号につきましては、住所、紀の川久留壁28番地、氏名、楠井幸治、昭和14年5月22日生まれ。

続きまして、14ページをお願いいたします。

議案第97号につきましては、住所、紀の川市田中馬場140番地、氏名、岩鶴 昭、昭和10年4月6日生まれ。

続きまして、15ページをお願いいたします。

議案第98号につきましては、住所、紀の川市竹房779番地、氏名、中前乃泰、昭和27年6月24日まれ。

続きまして、16ページをお願いいたします。

議案第99号につきましては、住所、紀の川市高野464番地、氏名、瀧本和夫、昭和22年6月21日まれ。

最後に、17ページをお願いいたします。

議案第100号につきましては、住所、紀の川市西井阪131番地7、氏名、中尾太久也、昭和30年1月2日生まれ。

以上、7議案について、議会の同意も求めるものでございます。

なお、任期につきましては、平成26年10月4日から平成30年10月3日までの4年間となっております。また、7名の方々の主な職歴等につきましては、議案書の85ページ及び86ページに記載してございますので、ごらんおきいただきたいと思います。

以上、合わせて14議案について、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 会計管理者 吉田 靖君。

○会計管理者（吉田 靖君）（登壇） 改めまして、おはようございます。

議案書18ページ、議案第101号 平成25年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案書の39ページ、議案第122号 平成25年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの22議案につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

平成25年度紀の川市各会計の歳入歳出決算につきましては、去る8月4日から8月7日までの間に行われました監査委員による決算審査を受けまして、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の御認定をお願いするものでございます。

それでは、逐次会計ごとに御説明申し上げますが、会計の数が多いので、平成25年度

紀の川市一般会計歳入歳出決算書及び平成25年度紀の川市特別会計、公営企業会計歳入歳出決算書に合わせて添付させていただいております。

平成25年度決算主要施策の成果、その他の報告書により御説明申し上げます。

まず、1ページ、2ページの平成25年度会計別決算収支の状況をごらん願います。

一般会計では、歳入総額323億2,892万7,212円、歳出総額313億3,994万4,064円、歳入歳出差し引き額は9億8,898万3,148円でございます。

また、平成25年度から平成26年度へ繰り越した事業に充当する財源3億6,225万7,720円を差し引いた実質収支は、6億2,672万5,428円となっております。

なお、住宅新築資金等貸付事業特別会計から平池財産区特別会計までの21ある特別会計につきましても、実質収支が黒字でございます。金額については、省略させていただきますので、後ほど御高覧賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、3ページ、4ページの平成25年度一般会計歳入歳出決算の状況をごらん願います。

一般会計の歳入でございますが、予算現額と歳入決算額を対比する収入率は90.4%となっております。これは、繰り越し事業に充当する国庫支出金、市債等が翌年度に繰り越しとなったことが影響しているということでございます。

一方、歳出では、予算現額と歳出決算額を対比する執行率につきましては、厳しい財政状況を踏まえた中で、各費目とも適切な予算執行に努めたことや14の事業を平成26年度に繰り越したため、87.6%となっております。

続きまして、5ページの地方債の状況をごらん願います。

一般会計では、平成25年度の発行額が43億3,480万円に対し、償還額が46億3,753万7,000円となっております。実質3億273万7,000円減少し、平成25年度末現在高は348億35万4,000円でございます。なお、平成25年度借り入れ分は、後年度に普通交付税へ算入される起債であり、今後におきましても可能な限り普通建設事業に充当できる合併特例債を有効に活用することで、実質償還額の軽減を図るものと考えているところでございます。

また、6ページには、特別会計の状況を記載しておりまして、平成25年度の発行額は、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計が300万円、公共下水道事業特別会計が4億850万円、簡易水道事業特別会計が3億3,940万円でございます。

続きまして、9ページから16ページにわたりましては、普通会計の状況を記載してございますので、お願いいたします。

通常、地方公共団体の財政状況をあらわす場合、この普通会計がベースとなっており、紀の川市における普通会計は、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、土地取得事業特別会計の3会計で構成されております。

平成25年度収支につきまして、特徴となる点を御説明申し上げます。

新庁舎の竣工に伴い、普通建設事業費が前年度と比較して24億6,761万2,000円、33.4%の大幅な減額となったことによりまして、歳入総額323億4,823万円、歳出総額313億4,677万9,000円、ともに決算額は前年度を下回っております。

収支の状況につきましては、実質収支で6億3,919万3,000円の黒字、単年度収支も8,495万8,000円の黒字でございます。実質単年度収支は、地方債の繰り上げ償還3億382万9,000円が達成できたものの、財政調整基金から4億4,575万2,000円を取り崩したことによりまして、5,357万8,000円の赤字となっておりますが、新たに減債基金へ4億7,674万6,000円の積み立てができたことから、健全で良好な決算状況であったと考えているところでございます。

続きまして、11ページ、12ページの歳入の状況をごらん願います。

地方税では、固定資産税における宅地価格の下落、大規模事業所による設備投資の減少等が影響いたしまして、前年度と比較して全体で6,970万7,000円、率にいたしまして1.0%の減額となっております。

地方交付税では、普通交付税における公債費算入分の増加等の要因により、前年度と比較して1億6,118万8,000円、1.5%の増額となっております。

繰入金では、前年度に比べて12億1,475万3,000円、59.8%と大きく減額されておりますが、これは新庁舎の竣工に伴い、その分の基金繰入金について前年度より減額されていることが大きな要因でございます。

地方債につきましても、粉河中学校改築事業等に係る借り入れはあったものの、新庁舎の竣工等、終了事業の影響により、前年度と比較して6億2,730万円、12.6%の減額となっております。

続きまして、15ページ、16ページの性質別歳出の状況をごらん願います。

人件費では、職員数の減少により、前年度と比較して2億712万4,000円、4.4%の減額となっております。

扶助費では、公立保育園1カ所の民営化による市立保育所運営委託料の増加と障害者福祉サービス給付費の増加等により、前年度と比較して2億4,594万1,000円、5.6%の増額となっております。

また、補助費等では、紀の海広域施設組合及び五色台広域施設組合、それぞれの施設の建設費用に係る負担金の増加等によりまして、前年度と比較して7億8,533万9,000円、25.3%の増額となっております。

公債費では、償還元金の増加により、前年度と比較して4億6,798万7,000円、10.1%の増額となっております。

投資的経費でございますが、そのうち普通建設事業費で粉河中学校校舎等改築事業費が増加したものの、新庁舎の竣工等により大幅な減額となり、全体では25億3,408万3,000円、33.7%の減額となっております。

続きまして、17ページの基金の状況をごらん願います。

条例に基づき設置している全会計の基金の状況につきまして、平成24年度現在高から平成25年度現在高までの推移について記載してございます。普通会計では、財政調整基金、地域振興基金並びに庁舎建設基金等7億4,596万6,000円を取り崩しましたが、最終的には減債基金等に6億4,347万7,000円余りを積み立てることができましたので、前年度と比較して1億248万8,000円程度の減額で落ちついたところでございます。

また、特別会計を含めた全会計では、4億390万8,027円の減額となっております。

以上、一般会計、普通会計を中心にした決算状況を御説明申し上げましたが、各会計の款項目ごとの決算内容につきましては、担当課室に分け、歳入におきましては、収納実績に関する科目の予算現額、収入済み額、事業等実施内容を、歳出におきましては、予算現額、支出済み額、事業等実施内容を20ページ以降に記載してございますので、後ほど御高覧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、健全化判断比率及び資金不足比率報告書、こちらのほうをお願いいたします。

これについては、平成25年度健全化判断比率及び資金不足比率の状況を記載してございます。これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされております。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、別添の今見ていただいております平成25年度健全化判断比率報告書及び資金不足比率報告書において御説明申し上げます。

まず、健全化判断比率につきましては、いずれの比率におきましても、ごらんのとおり早期健全化基準を下回っておるところでございます。次の資金不足比率報告書でございますけれども、これにつきましてはいずれの会計におきましても、ごらんのとおり資金不足額が生じておりません。

最後に、本市各会計の財政は厳しい状況に置かれてございます。監査委員から提出された審査結果を真摯に受けとめ、今後さらなる健全な財政運営に努めてまいることを申し上げてまして、提案説明を終わらせていただきます。御審議の上、御認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） おはようございます。

それでは、議案第123号及び議案第124号の2議案について、説明をさせていただきます。

まず、議案第123号 平成25年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを説明させていただきます。

議案書の40ページでございます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成25年度紀の川市水道事業剰余金の処分について、議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成25年度紀の川市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

特別会計、公営企業会計決算書の204ページからをらんください。

204ページから207ページまでは、税込みによる決算の状況で、204ページ、205ページは収益的収入及び支出を、206ページ、207ページでは資本的収入及び支出を示しており、予算計上に伴う決算の状況を示してございます。

206ページ、207ページをらんください。

上段、資本的収入では、税込み総収入は7億448万7,723円、下段、資本的支出では、総支出は11億6,817万6,539円で、資本的収支不足額4億6,368万8,816円の補填方法は、表下に表示しておるとおり、減債積立金2億7,763万9,164円、建設改良積立金1億4,365万7,842円及び消費税及び地方消費税、資本的収支調整額4,239万1,810円で補填いたしました。

おめくりをいただきまして、208ページ、平成25年度紀の川市水道事業損益計算書をらんください。

収益的収入及び支出の税抜き経理の状況でございます。下から3行目、当年度純利益は5,291万5,172円、前年度に比べ3,249万8,219円の減となりました。減額となった主な理由は、原水及び浄水費において修繕費が増額となったこと等によるものでございます。前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1億4,875万3,486円となりました。

未処分利益剰余金の処分につきましては、次の209ページ、210ページをらんください。

下段（4）平成25年度紀の川市水道事業剰余金処分計算書案をらんください。

剰余金の処分につきましては、議決事項となっております。先ほどの当年度未処分利益剰余金のうち、5,000万円は減債積立金に積み立て処分し、残りは将来欠損金が生じた際の補填財源として未処分のまま翌年度へ繰り越すものとしてございます。

211ページからは、貸借対照表で、211ページの一番下、資産合計と212ページが一番下、負債及び資本の合計は合致してございます。

213ページからは、決算附属資料となっております。後ほどらんおきいただきますようお願いいたします。

次に、議案第124号 平成25年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、御説明申し上げます。

議案書の41ページでございます。

本会計についても、地方公営企業法第32条第2項により、平成25年度紀の川市工業

用水道事業剰余金の処分について議会の議決を求めるとともに、同法第30条第4項の規定により、平成25年度紀の川市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

特別会計、公営企業会計決算書の238ページからをお開きください。

238ページから241ページまでは、税込みによる決算の状況で、238ページ、239ページは、収益的収入及び支出を、240ページ、241ページでは、資本的収入及び支出を示しており、予算計上に伴う決算の状況を示しております。

240ページ、241ページをごらんください。

上段、資本的収入の決算額はゼロ、下段、資本的支出の総額は1,090万4,022円、資金的収支不足額1,090万4,022円の補填方法は、表下に表示しているとおり、全額減債積立金で補填をいたしました。

おめくりいただきまして、242ページ、平成25年度紀の川市工業用水道事業損益計算書をごらんください。

収益的収入及び支出の税抜き経理の状況でございます。下から3行目、当年度純利益は636万8,057円、前年度繰越利益剰余金と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は2,006万1,223円となりました。

未処分利益剰余金の処分につきましては、次の243ページ、244ページの下段（4）平成25年度紀の川市工業用水道事業剰余金処分計算書案をごらんください。

剰余金の処分につきましては、議決事項となっております。先ほどの当年度未処分利益剰余金のうち、1,000万円を減債積立金に積み立て処分し、残りは将来欠損金が生じた際の補填財源として、未処分のまま翌年度へ繰り越すものとしてございます。

245ページからは、貸借対照表で、245ページ一番下、資産合計と246ページ一番下、負債及び資本の合計は合致してございます。

247ページからは、決算附属資料となっております。後ほどごらんおきいただきますようお願いいたします。

議案第124号については、以上です。

以上、2議案について、御審議の上、御可決、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、保健福祉部所管の議案第125号から議案第129号までの5議案について、御説明申し上げます。

議案書43ページをお願いします。

議案第125号 紀の川市保育の必要性の認定に関する条例の制定についてでございますが、従来、保育所は保育にかける児童預かり施設としての位置づけでありましたが、子ども・子育て支援法の施行により、保育が必要な児童を預かる施設に改められることにより、第1条で、その趣旨を、第2条で、保育の必要性に係る認定基準を整備してございます。

なお、附則で、施行期日を子ども・子育て法の施行の日とし、現行の紀の川市保育の実施に関する条例を廃止する旨、規定してございます。

続いて、議案書45ページからの議案第126号から議案第128号であります。まず議案第126号 紀の川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、創設されました地域型保育給付を行う施設者の認可の基準を議案第127号 紀の川市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、創設された施設型給付及び地域型保育給付の確認の基準を。

続いて、議案第128号 紀の川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、地域子ども・子育て支援事業の一つであります放課後児童クラブで行う施設者の認可の基準を整備するもので、3議案とも第1条で、その趣旨を、第2条で、関係省令・府令に定める基準とすることを規定し、整備してございます。なお、省令・府令につきましては、別冊の子ども・子育て支援新制度の関係政省令をごらんおきいただきたいと思います。

また、附則については、関係省令・府令の施行期日に合わせて規定してございます。

続きまして、議案書52ページをお願いします。

議案第129号 紀の川市放課後児童健全育成事業負担金徴収条例の制定についてであります。先ほど説明させていただきました議案第128号で、放課児童クラブの認可の基準を新たに制定いたしましたので、現行の放課後健全育成事業の実施に関する条例を廃止しまして、新たに利用者負担金の部分に関する制定をするものであります。第1条で、その趣旨を、第2条で、負担金の額を、第3条で、負担金の減免の規定を整備してございます。

なお、附則で、施行期日を平成27年4月1日としてございます。

以上で、議案第125号から議案第129号の説明といたします。御審議、よろしくお願いたします。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第130号、議案第131号の2議案について、御説明いたします。

まず、議案第130号 紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、御説明いたします。

議案書53ページをお願いします。

紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。提案理由といたしまして、平成27年4月1日から収集手数料の引き上げ等に伴い、所要の改正をお願いするものでございます。

54ページ、55ページをお願いいたします。

紀の川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例でございます。3行目、第31条第2項につきましては、字句の改正を、別表第2のし尿及び浄化槽汚泥の収

集手数料180リットル当たり、現行「1,540円」を「1,800円」に改め、浄化槽の清掃基本料及び浄化槽の水張りを明文化するものでございます。

附則として、第1条は、施行期日を、第2条は、改正後のそれぞれの手数料に係る経過措置の規定でございます。

続きまして、議案第131号 紀の川市斎場条例の一部改正について、御説明いたします。

56ページをお願いいたします。

紀の川市斎場条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

提案理由といたしまして、平成26年11月1日から五色台聖苑において、広域的な火葬の供用が開始されること等に伴い、所要の改正をするものでございます。

紀の川市斎場条例の一部を改正する条例でございます。平成26年11月1日から五色台聖苑において、広域的な火葬の供用が開始されることから、第3条で、粉河火葬場、桃山火葬場を削り、他の条文は、字句の改正をするものでございます。

附則として、この条例は、平成26年11月1日から施行するものでございます。

議案第130号、議案第131号の2議案の新旧対照表を87ページから90ページに資料として添付してございますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

以上でございます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 総務部長 竹中俊和君。

○総務部長（竹中俊和君）（登壇） それでは、続きまして、58ページをお願いいたします。

議案第132号 平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

表題に、「補正予算書」と書いております別冊の1ページをお開き願います。

平成26年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてです。補正額が4億525万円、歳入歳出予算の総額は325億6,701万6,000円となります。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第1表、歳入では、市税繰入金を減額し、地方交付税、国庫支出金、繰越金等を増額しております。

続きまして、3ページからの歳出には、台風11号の災害復旧事業のほか、急を要する事業について補正措置をしております。

続いて、5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正として、新たに公共土木施設災害復旧事業を追加し、普通交付税の算定に伴い、臨時財政対策債の限度額を変更しております。

それでは、別冊の一般会計補正予算（第2号）に関する説明書をごらんいただきたいと思っております。

そちらの3ページをお願いいたします。

まず、歳入から御説明申し上げます。

1款、市税、2項、固定資産税、1目、固定資産税2、510万円の減額をしております。減額の理由は、半島振興法による新規の関税免除がふえたこと。家屋の新增築が見込みより減ったこと。新設企業の償却資産が見込みより減額したことでございます。

9款、地方特例交付金と10款、地方交付税は、普通交付税算定による確定で増額としております。

続きまして、14款の国庫支出金、1項、国庫負担金、3目、災害復旧費国庫負担金1,940万9,000円、台風11号による災害に係る負担金でございます。

次に、2項、国庫補助金、2目、民生費国庫補助金886万4,000円と3目、衛生費国庫補助金128万3,000円は、マイナンバー制度導入に係るシステム改修に係る補助金でございます。

6目、教育費国庫補助金54万4,000円、制度改正に伴う幼稚園就園奨励費補助金の増額でございます。

次の15款、県支出金、2項、県補助金、2目、民生費県補助金51万1,000円のうち、1節、社会福祉費補助金9万6,000円は、介護保険法に基づくサービス利用につきまして、低所得の高齢者等に対し利用者負担の軽減を図るための県費補助金でございます。2節、児童福祉補助金41万5,000円の増額は、市立保育所の延長保育について、国の要綱改正に伴う補正、それから保育士の研修経費への補助金の増額でございます。

4目、農林業費県費補助金517万3,000円、このうち農山漁村交流活性化支援事業補助金のうち60万円については、事業規模の確定による増額でございまして、補助率が100%、それから経営体育成支援事業補助金273万7,000円は、冬の降雪により被災者がふえたことによる増額、次の農地情報公開システム等整備事業補助金は、農地台帳のシステム改修に係る100%の補助金で、183万6,000円の増額でございます。

18款、繰入金、1項、特別会計繰入金1,055万6,000円、住宅新築資金等貸付事業特別会計からの繰入金で、前年度貸付金が未収入の確定による増額でございます。

次の2項、基金繰入金は、財源調整のため、財政調整基金からの繰り入れを3億8,600万8,000円の減額としております。

次のページ、お願いいたします。

19款、繰越金は、平成25年度決算の確定によりまして、5億7,672万5,000円の増額となっております。

20款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入は2,254万6,000円の増額です。内訳は、那賀消防組合白水園、那賀衛生環境整備組合からの前年度精算金が2,247万6,000円、また保育所で発生した災害に対する寄附金、日本スポーツ振興センター災害共済医療費給付金が7万円でございます。

2目の過年度収入132万3,000円は、前年度の児童手当に係る国・県負担金の精

算交付金と前年度の生活保護費に係る県費負担金の精算金でございます。

歳入の最後ですが、21款、市債、1項、市債、8目、臨時財政対策債は、普通交付税の決定により1億1,170万円の増額。

9目の災害復旧債960万円は、先般の台風11号による災害復旧事業に係る地方債でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

歳出については、主な事業について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2款、総務費、1項、総務管理費、17目、基金費3億1,400万円は、地方財政法第7条の規定で、減債基金への積み立てを予定しております。

2項の徴税费447万7,000円、確定申告等による還付金の増額に加えまして、市税等の還付加算金の計算の起算日の解釈が判例による変更がございまして、未払い金が発生したことによる増額でございます。

続きまして、7ページ、お願いいたします。

3款、民生費、1項、社会福祉費、14目、地域包括支援センター費171万7,000円の増額は、新規に臨時職員として雇用する介護支援専門員の賃金等でございます。

続きまして、10ページ、お願いいたします。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、2目、養護費2,528万円の増額につきましては、予防接種法施行令が改正されまして、水痘、成人用肺炎球菌の2ワクチンが定期接種化されたことに伴う予算措置でございます。

次の7目、水道事業費、19節、地元管理飲料水供給施設事業補助金110万円、これはポンプ改修工事に対して2分の1の補助を行う事業でございます。

次のページ、お願いします。

2項、清掃費、2目、塵芥処理費2,400万円、那賀アメニティセンター焼却施設の改修費でございます。

続きまして、6款、農林業費、1項、農業費、1目の農業委員会費183万6,000円の増額は、農地台帳システムの電算化・地図化に対応するための改修経費でございます。

次の3目、農業振興費241万5,000円のうち、農産物販売促進事業181万5,000円、これは農林水産省の「消費者の部屋」での特産物のPR活動と販売促進に係る経費でございます。

次の農山漁村交流活性化支援事業60万円については、交流受け入れ協議会が実施する小学生の農業体験プログラムに対しまして、支援を行うものでございます。

次の5目、農業経営基盤強化促進対策事業費273万7,000円、ことし2月の大雪による農業被害により被災した農業者に対し、生産に必要な施設の復旧等を緊急的に支援するものでございます。

次のページ、お願いします。

2項、林業費、2目、林業振興費、補正額21万円、鳥獣対策として結成されました鳥

獣被害対策実施隊員への報酬でございます。

続いて、7款、商工費、1項、商工費、4目、観光施設費470万9,000円、京奈和自動車道の開通に伴い、市内観光施設を案内するための看板設置経費でございます。

次の13ページ、お願いいたします。

10款、教育費、2項、小学校費、1目の学校管理費のうち、小学校運営事業644万8,000円の増額と次の3項、中学校費、1目、学校管理費、中学校運営事業、同額の644万8,000円の減額につきましては、当初予算において寄附金事業として計上しておりました電子黒板整備事業を取りやめまして、全小・中学校の教員用向けにタブレット端末を配付する事業に変更するものでございます。次の打田中学校部室等移転改築事業509万6,000円については、市道の拡幅に伴い、打田中学校の部室等の移転改築に係る設計委託料を予算措置しております。

次の4項、幼稚園費、1目、教育振興費217万7,000円、制度改正に伴いまして、申請者が見込み以上にふえたため、増額をしております。

次のページをお願いいたします。

5項、社会教育費、1目、社会教育総務費234万6,000円につきましては、10月1日から採用予定の文化財専門員の人件費でございます。

それから、8目、生涯学習施設費270万円の増額につきましては、貴志川生涯学習センターの交流事業などを事業の運営に支障をきたさないよう最小限の改修費を計上しております。

11款の災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費、1目、公共土木施設災害復旧費2,931万円は、去る8月9日から10日の台風11号により被災した市道、河川の災害復旧に係る経費でございます。

以上が、今回の主な補正の内容でございます。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） それでは、私のほうから、議案第133号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

議案書、59ページでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について、議会の議決を求めるところでございます。

別冊の補正予算書、6ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,246万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,746万6,000円とするものでございます。

第2項として、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の事項別明細書をごらん願います。

3ページの歳入でございますが、前年度繰越金の確定による増額でございます。

4ページの歳出につきましては、人事異動による人件費の調整と一般会計繰出金の増額でございます。

以上、御審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高田英亮君） 市民部長 中邨 勝君。

○市民部長（中邨 勝君）（登壇） それでは、議案第134号、議案第135号の2議案について、御説明を申し上げます。

まず、議案第134号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、別冊の補正予算書をごらんいただきたいと思ひます。

予算書の9ページをお願いします。

今回、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,671万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億1,271万8,000円とするものでございます。

2、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

別冊の補正予算説明書をお願いいたします。

3ページの歳入をお願いします。

1款、国民健康保険税は、本算定による調定額の確定により、1目、一般被保険者保険税で1,413万円の増額。

2目、退職被保険者等保険税で1,197万6,000円の減額。

3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、介護納付金負担金、4目、後期高齢者支援金負担金、6目、特定健康診査等負担金、2項、国庫補助金、1目、財政調整交付金、4款、療養給付費等交付金、5款、前期高齢者交付金、6款、県支出金は、歳出の補正に伴う所要の補正でございます。

9款、繰入金では、国民健康保険事業運営基金からの繰り入れ2,788万5,000円を減じてございます。

5ページをお願いいたします。

10款、繰越金、1項、2目、その他繰越金1億6,900万9,000円は、前年度の決算に伴います繰越金の補正でございます。

6ページからの歳出について、御説明申し上げます。

3款、後期高齢者支援金等、4款、前期高齢者納付金等、おめくりいただきまして、7ページ、6款、介護納付金は、本年度の支援金、納付金が確定されたことに伴い、所要の補正をお願いするものでございます。

11款、諸支出金につきましては、平成25年度療養給付費等に係る国・県支出金に超過交付が発生したことにより、返還金などの補正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第135号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、12ページをお願いいたします。

今回、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ260万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,160万1,000円とするものでございます。

2、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

13ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入では、繰越金260万1,000円の増額。

14ページ、歳出では、前年度繰越金に伴う納付金の確定による後期高齢者医療広域連合納付金など、所要の補正をお願いするものでございます。

以上、議案第134号、議案第135号の2議案の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 保健福祉部長 服部恒幸君。

○保健福祉部長（服部恒幸君）（登壇） それでは、議案第136号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、15ページをお願いします。

平成26年度紀の川市の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,203万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ61億9,803万4,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出補正予算の款項の区分及び区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

補正の主な内容についてであります。別冊の紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、6ページをお開き願いたいと思います。

1款、1項、1目、一般管理費、13節、委託料54万円は、介護保険法改正後の区分限度基準額変更に伴うシステム開発委託料でございます。

続きまして、7ページの2款、3項、1目、12節の役務費の審査支払手数料につきましては、手数料1件当たり単価が、「35円」から「55円」に改定されたことに伴う増額補正をお願いするものでございます。

続いて、9ページの7款、1項、2目、23節償還金につきましては、平成25年度介護給付費の確定により、国・県支出金返還金の予算措置を行ってございます。なお、財源につきましては、繰越金と合わせ制度内の財源充当による予算措置を行ってございます。

以上、議案第136号の説明といたします。御審議、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 建設部長 福岡資郎君。

○建設部長（福岡資郎君）（登壇） 議案第137号から議案第139号までの3議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第137号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

別冊の補正予算書、18ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,968万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,231万7,000円とするものでございます。

第2項として、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の事項別明細書をごらん願います。

3ページの歳入では、一般会計繰入金の減額と前年度繰越金の確定による増額を計上してございます。

次に、4ページから5ページの歳出でございますが、人事異動による人件費の調整と平成25年度に借り入れた起債額及び利率の変更に伴う公債費の減額でございます。

次に、議案第138号 平成26年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

別冊の補正予算書、21ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,399万9,000円とするものでございます。

第2項として、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の事項別明細書をごらん願います。

3ページの歳入では、一般会計繰入金の減額と前年度繰越金の確定による増額を計上しております。

次の4ページの歳出では、予備費の減額をしてございます。

次に、議案第139号 平成26年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

別冊の補正予算書、24ページをごらん願います。

第1条として、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,599万9,000円とするものでございます。

第2項として、補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

補正内容につきましては、別冊説明書の事項別明細書をごらん願います。

3ページの歳入では、一般会計繰入金の減額と前年度繰越金の確定による増額を計上し

てございます。

次に、4ページの歳出では、予備費の減額を計上してございます。

以上、3議案について、御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案書の66ページ、議案第140号平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを説明させていただきます。

別冊の補正予算書の27ページをごらんください。

第1条として、予算総額から歳入歳出それぞれ48万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億3,348万円に補正をお願いするものでございます。

おめくりをいただきまして、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

28ページ、歳入については、5款、繰入金、1項、一般会計繰入金並びに6款、繰越金、1項、繰越金を、29ページの歳出については、1款、衛生費のうち、1項、水道費を補正計上してございます。

補正の詳細につきましては、別冊の紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算書（第1号）に関する説明書の3ページから4ページをごらんください。

内容は、歳入においては、前年度繰越金の確定による一般会計繰入金との調整。

歳出では、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 農林商工部長 岩坪純司君。

○農林商工部長（岩坪純司君）（登壇） それでは、議案書67ページの議案第141号平成26年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案書77ページの議案第151号平成26年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案について、一括して御説明申し上げます。

本11議案につきましては、別冊で添付してございます補正予算書にございますように、池田財産区特別会計を除く10財産区特別会計につきましては、前年度決算確定における繰越金の補正に伴い、歳入で、財政調整基金繰入金を減額するとともに、歳出で、財政調整基金積立金及び予備費で、それぞれ予算調整を図ったものでございます。

また、議案第141号平成26年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）におきましては、前年度の決算調整を図ったほか、歳出で、主要作業道として利用してございます滝谷作業道修繕工事及び神通地内の作業道開設に伴う補助金を予算計上したものであります。

以上が、補正予算の内容でございます。

なお、補正額につきましては、それぞれの補正予算書の「第1表 歳入歳出予算補正」に、またその詳細につきましては、それぞれの特別会計補正予算に関する説明書、事項別

明細書に記載してございますので、お目通しをいただきますようよろしくお願いをいたします。

以上、11議案につきまして、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（高田英亮君） 水道部長 田村佳央君。

○水道部長（田村佳央君）（登壇） それでは、議案第152号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを説明させていただきます。

議案書の78ページからでございます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、紀の川市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、平成28年度を目標年度とする辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するにあたって県知事と協議し、総務大臣に提出するためでございます。

次のページに、総合整備計画書を記載してございます。内容は、赤沼田地区内における麻生津簡易水道施設の公共的施設の総合整備計画の策定でございます。

以上、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ほかに補足説明はございませんか。

〔「補足説明なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） なければ、ただいま提案理由の説明がありました議件のうち、議案第101号から議案第122号までの平成25年度各会計決算について、監査委員よりそれぞれ決算審査意見書が提出されており、本日代表監査委員に出席を求めていますので、監査報告をしていただきます。

代表監査委員 箕輪光芳君。

○代表監査委員（箕輪光芳君）（登壇） 監査委員をさせていただいております箕輪です。よろしくお願いいたします。

委員を代表いたしまして、審査の結果を御報告申し上げます。

去る8月4日から8月7日にかけての4日間、監査委員の岩坪委員、竹村委員と私とで、市長より審査に付されました平成25年度紀の川市一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び基金の運用状況、また平成25年度紀の川市公営企業会計、すなわち水道事業会計と工業用水道事業会計の決算審査、さらに平成25年度財政健全化及び公営企業の経営健全化の審査を行ったところ、審査に付されました各会計歳入歳出決算書、同じく事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、違法並びに錯誤を認めず、その計数等は符合して正確であり、予算の執行及び関連する事務処理は適正に行われておりましたので、ここに御報告申し上げます。

これらの決算審査とあわせて、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基準となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されており、健全化判断比率及び資金不足比率においては、全て早期健全化基準及び経営健全化基準を大きく下回り、本市の財政状況は良好な状態にあると認められますので、あわせて御報告申し上げます。

なお、各会計歳入歳出決算状況及びこれらについての審査に関する結果と審査意見書は、さきにお配りいたしました3冊の小冊子にまとめさせていただいておりますので、ごらんおきいただきたいと思っております。

さて、平成25年度は、前年度より本市の財政規模は小さくなっており、歳入減少の要因については、前年度の新庁舎建設事業に伴い、増加していた基金繰り入れや地方債によるものであり、歳出については、粉河中学校改築事業や都市公園整備事業、紀の海広域施設組合負担金が増加したものの、前年度の新庁舎建設事業や打田中学校改築事業等の大型建設事業の終了による影響でございました。

また、自主財源の根幹をなす市税については、個人市民税の所得割の減収、法人市民税においては、企業業績の悪化による減収、固定資産税については、土地の時点修正による減収の影響により、税込総額は前年度より約7,000万円の減収となっております。5年連続して減収という決算状況でございました。

我が国の景気は、穏やかな回復基調にあり、物価動向はデフレ状況ではなくなっているものの、地方へ十分に波及しているとは言いがたく、先行きは依然として不透明な状況にあります。

このような状況の中で、人口の減少により、自主財源の根幹である市税や各使用料のさらなる減収が見込まれ、地方交付税についても合併算定替えによる減額が近い将来に迫っており、大型建設事業の償還に係る公債費の増加等により、本市の財政状況は厳しい局面を迎えることが予測されます。そのため、行財政改革の手を緩めず、市民ニーズを十分に踏まえた事業の見直しと効率化を進め、自主性・自立性の高い財政運営に努めることを望みます。

来年11月には、合併10周年を迎えることになり、これまで蓄積した行財政運営のノウハウを十分に生かしながら、本市の将来像であります「いきいきと力をあわせたまちづくり 夢あふれる 紀の川市」の実現に、一層邁進していくことを御期待申し上げます。

以上で、平成25年度各会計の決算審査と財政の健全化及び公営企業の経営健全化の審査結果についての監査委員の意見といたします。

終わります。

○議長（高田英亮君） 監査報告、ありがとうございました。

以上で、監査委員の決算審査報告を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前11時09分）

（再開 午前11時21分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、議事を続けます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております日程第4のうち、諮問第3号から諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦についてと、議案第87号から議案第100号の各財産区管理委員の選任についての計17件につきましては、人事に関する案件でありますので、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、討論を省略し、本日、直ちに質疑、採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号から諮問第5号と、議案第87号から議案第100号までの計17件については、本日、直ちに質疑、採決まで行うことに決しました。

これより、諮問第3号から諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、質疑、採決を行います。

これより、諮問第3号から諮問第5号に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、順次お諮りします。

諮問第3号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りします。

諮問第4号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、お諮りします。

諮問第5号について、原案のとおり適任者とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第5号は、原案のとおり適任者とすることに決しました。

続いて、議案第87号から議案第93号 池田財産区管理委員の選任についてに対する質疑、採決を行います。

これより、議案第87号から議案第93号に対する一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、順次採決を行います。

お諮りします。

議案第87号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第88号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第89号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第90号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第91号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第92号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第93号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は、原案のとおり同意することに決しました。

続きまして、議案第94号から議案第100号 田中財産区管理委員の選任についてに対する質疑、採決を行います。地方自治法第117条の規定により、中尾太久也議員、榎本喜之議員の退席を求めます。

（4番 中尾議員 9番 榎本議員 退席）

○議長（高田英亮君） これより、議案第94号から議案第100号に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、順次採決を行います。

お諮りします。

議案第94号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第95号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第96号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第97号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第98号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第99号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、お諮りします。

議案第100号について、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は、原案のとおり同意することに決しました。

中尾太久也議員、榎本喜之議員の入場を許可します。

（4番 中尾議員 9番 榎本議員 入場）

○議長（高田英亮君） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

あすからは9月1日までは議案精査ため休会とし、9月2日火曜日、午前9時30分より再開いたします。

御苦さまでした。

（散会 午前11時30分）